

令和4年版

# ディスクロージャー誌

資料編



夢・希望・未来

天草信用金庫

## ★第73期事業概況(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

## 事業の経過

令和3年度の事業方針は、全国信用金庫協会が長期経営計画として定めた“しんきん「支援力の強化と変革への挑戦」3か年計画～課題解決による地域経済の力強い回復を目指して～”の初年度にあたる事を踏まえ、人材の育成、業績の向上、内部管理態勢の強化充実を取り組むべき課題とし、当金庫が更に健全性を維持・向上させ、お客さまや地域を支え、期待に応えられるよう、役職員一丸となって諸施策を実施して参りました。

## 業績

預金・積金は、定期性預金は減少したものの流動性預金が増加し、前期比34億90百万円、2.4%増の1,442億87百万円となりました。貸出金は、個人向け貸出金、地公体向け貸出金が増加したものの、事業性貸出金が減少し、前期比5億42百万円、0.8%減の673億31百万円となりました。収益については、貸出金の利回り上昇、及び同平残が増加した結果、貸出金利息収入は前年度を上回りました。余資運用面では長引く低金利政策の影響で預け金の利回り低下により預け金利息は減少、前年度の国債の大量償還により有価証券利息配当金は減少、また前年度と比較し株式売却損が減少した事に伴い有価証券売却益も減少した事から、経常収益は24億87百万円、前期比26億98百万円52.0%減となりました。一方、費用では利回り低下により預金利息等は前年度より減少、経費においても年間を通じ物件費等の削減を意識し減少させたものの、役務取引費用等が増加、有価証券を1億42百万円償却、51百万円売却損を計上した為、経常費用は19億63百万円、前期比25億32百万円56.3%減となりました。

この結果、経常利益は5億23百万円、前期比1億65百万円24.0%減少し、税引き後の当期純利益は3億32百万円、前期比1億54百万円31.6%減となりました。

## 事業の展望及び当金庫が対処すべき課題

令和4年度は全国信用金庫協会が新長期経営計画として定めた“しんきん「支援力の強化と変革への挑戦」3か年計画～課題解決による地域経済の力強い回復を目指して～”の中間年度にあたる事を踏まえ、地域に貢献し続けていく為には、当金庫が地域の繁栄の為に欠かせない事を、若年層をはじめとする広範なお客様に幅広く認識して頂き、提供する様々なサービスを継続的にご利用頂けるよう、今後もこれまで以上に地域繁栄の為に、その役割を存分に発揮してまいります。

## 貸借対照表 ~資産の部~

(単位：千円)

資 産	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
現金	2,505,592	3,219,726
預け金	59,406,528	59,820,703
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
有価証券	31,157,317	35,052,910
国債	6,850,250	7,225,280
地方債	8,049,880	8,562,770
社債	3,008,505	4,811,012
株式	12,627,863	13,812,042
投資信託	—	—
その他の証券	620,818	641,805
貸出金	67,874,425	67,331,512
割引手形	292,473	279,525
手形貸付	3,709,939	3,524,488
証書貸付	62,518,416	62,173,309
当座貸越	1,353,595	1,354,188
外国為替	—	—
その他資産	673,395	675,447
未決済為替貸	9,648	5,900
信金中金出資金	564,500	564,500
未収収益	84,517	89,398
その他の資産	14,729	15,648
有形固定資産	1,951,269	1,884,590
建物	712,249	680,077
土地	1,038,301	1,038,301
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	200,718	166,211
無形固定資産	18,165	21,027
ソフトウェア	1,165	4,027
のれん	—	—
その他の無形固定資産	17,000	17,000
繰延税金資産	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	55,781	68,128
貸倒引当金	△2,802,333	△2,772,714
(うち個別貸倒引当金)	(△2,276,708)	(△2,430,245)
資産の部合計	160,840,142	165,301,334

## 貸借対照表 ~負債及び純資産の部~

(単位：千円)

負債及び純資産	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
<b>預金積金</b>	<b>140,797,288</b>	<b>144,287,946</b>
当座預金	243,731	228,192
普通預金	54,423,189	58,365,217
貯蓄預金	32,506	40,039
通知預金	—	-
定期預金	75,833,267	75,089,159
定期積金	9,907,032	10,210,219
その他の預金	357,560	355,118
<b>譲渡性預金</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>借入金</b>	<b>4,700,000</b>	<b>4,700,000</b>
<b>外国為替</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>その他負債</b>	<b>350,146</b>	<b>256,787</b>
未決済為替借	9,728	13,569
未払費用	78,399	71,314
給付補填備金	7,334	7,669
未払法人税等	174,341	76,690
前受収益	25,878	23,718
職員預り金	18,239	16,810
その他の負債	36,224	47,015
<b>代理業務勘定</b>	<b>37</b>	<b>44</b>
<b>賞与引当金</b>	<b>42,965</b>	<b>48,966</b>
<b>役員賞与引当金</b>	<b>19,560</b>	<b>16,960</b>
<b>退職給付引当金</b>	<b>162,190</b>	<b>128,440</b>
<b>役員退職慰労引当金</b>	<b>90,846</b>	<b>104,908</b>
<b>その他の引当金</b>	<b>44,734</b>	<b>38,233</b>
<b>特別法上の引当金</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>繰延税金負債</b>	<b>609,156</b>	<b>856,317</b>
<b>再評価に係る繰延税金負債</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>債務保証</b>	<b>55,781</b>	<b>68,128</b>
<b>負債の部合計</b>	<b>146,872,708</b>	<b>150,506,734</b>
<b>出資金</b>	<b>452,773</b>	<b>447,394</b>
普通出資金	452,773	447,394
<b>利益剰余金</b>	<b>11,066,317</b>	<b>11,391,637</b>
利益準備金	501,346	501,346
その他利益剰余金	10,564,971	10,890,291
特別積立金	9,720,000	10,200,000
当期末処分剰余金	844,971	690,291
(当期純利益)	486,998	332,991
<b>処分未済持分</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>会員勘定合計</b>	<b>11,519,091</b>	<b>11,839,032</b>
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>2,448,343</b>	<b>2,955,567</b>
<b>純資産の部合計</b>	<b>13,967,434</b>	<b>14,794,599</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>160,840,142</b>	<b>165,301,334</b>

## 損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
	(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
<b>経常収益</b>	<b>5,185,498</b>	<b>2,487,292</b>
資金運用収益	2,015,500	2,003,486
貸出金利息	1,416,625	1,430,234
預け金利息	31,969	32,008
有価証券利息配当金	553,120	527,456
その他の受入利息	13,785	13,785
役務取引等収益	135,965	125,127
受入為替手数料	60,332	50,379
その他の役務収益	75,632	74,747
その他業務収益	10,947	10,285
貸倒引当金戻入益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	924	22
その他の業務収益	10,022	10,263
その他経常収益	3,023,085	348,393
株式等売却益	3,020,505	341,768
その他の経常収益	2,580	6,624
<b>経常費用</b>	<b>4,496,376</b>	<b>1,963,932</b>
資金調達費用	37,323	29,867
預金利息	33,216	25,644
給付補填備金繰入額	4,015	4,137
その他の支払利息	91	86
役務取引等費用	231,590	242,265
支払為替手数料	19,563	15,318
その他の役務費用	212,027	226,946
その他業務費用	2,592	22,802
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	2,262	—
その他の業務費用	329	22,802
経費	1,441,444	1,432,084
人件費	924,586	957,341
物件費	492,406	451,645
税金	24,451	23,096
その他経常費用	2,783,425	236,912
貸倒引当金繰入	265,955	38,818
貸出金償却	7,061	3
株式等売却損	2,442,655	51,832
株式等償却	66,705	142,459
その他の経常費用	1,048	3,798
<b>経常利益</b>	<b>689,122</b>	<b>523,360</b>
<b>特別利益</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
固定資産処分益	—	—
<b>特別損失</b>	<b>5,038</b>	<b>0</b>
固定資産処分損	5,038	0
減損損失	—	—
その他の特別損失	—	—
<b>税引前当期純利益</b>	<b>684,083</b>	<b>523,360</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>233,621</b>	<b>130,811</b>
<b>法人税等調整額</b>	<b>△ 36,536</b>	<b>59,556</b>
<b>法人税等合計</b>	<b>197,084</b>	<b>190,368</b>
<b>当期純利益</b>	<b>486,998</b>	<b>332,991</b>
<b>繰越金(当期首残高)</b>	<b>357,973</b>	<b>357,299</b>
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>844,971</b>	<b>690,291</b>

## 剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
当期末処分剰余金	844,971,765	690,291,685
剰余金処分額	487,671,782	307,568,511
利益準備金	—	—
出資に対する配当金	(年1.7%) 7,671,782	(年1.7%) 7,568,511
特別積立金	480,000,000	300,000,000
繰越金(当期末残高)	357,299,983	382,723,174

令和4年6月29日開催の第73回通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、くまもと監査法人の監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

天草信用金庫  
理事会 御中

くまもと監査法人 熊本県熊本市

指定社員 公認会計士 星野 誠之 ㊞  
業務執行社員指定社員 公認会計士 中村 裕彦 ㊞  
業務執行社員

## &lt;計算書類等監査&gt;

## 監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、天草信用金庫の2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書(以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、業務報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能

性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## &lt;剰余金処分案に対する意見&gt;

## 剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、天草信用金庫の2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

## 剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

## 剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

## 利害関係

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

令和3年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和4年6月29日 天草信用金庫

理事長 田中豊浩

## 【貸借対照表の注記】

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価額は、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産重入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
  - 建物 8年～50年 その他 3年～15年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る(有形固定資産)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証のある取決めがあるものは当該残存価額保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
  - 日本公認会計士協会 銀行等監督特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針(令和2年10月8日)」に規定する正常先債権及び重要先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
  - また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、その対応として融資を実行した先及び条件変更を実施した先(以下コロナ対応先)を一般債権と区分し、コロナ対応先について以下のように貸倒引当金を算出してしております。
    - 正常先、その他重要先、要管理先はそれぞれの債務者区分にて算出した毀損率と破綻懸念先の毀損率の平均値を非保全額に乘じて引当金を算出してしております。破綻懸念先については、Ⅲ分類額から当該債務者のブリークシュアロー(直近3決算期の平均値)を控除した額と同額を引当金としております。実質破綻先及び破綻先については一般債権と同様の方法で引当金を算出してしております。
    - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 貸与引当金は、職員への貸与の支払いに備えるため、職員に対する貸与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員貸与引当金は、役員への貸与の支払いに備えるため、役員に対する支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
  - 数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理(発生事業年度より)
  - また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
  - なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
    - ① 制度全体の積立状況に関する事項(令和3年3月31日現在)
 

年金資産の額	1,732,930 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,817,887 百万円
差引額	△84,957 百万円
    - ② 制度全体に占める当金庫の拠出割合(令和3年3月分) 0.1219%
    - ③ 補足説明
      - 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金23百万円を費用処理しております。
      - なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給付の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 役員取引等収益は、役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取引等の内国為替業務に基づくものが相手手続。為替業務以外の役員取引等収益は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 重要な会計上の見積り関係
  - 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
    - 貸倒引当金 2,772百万円
    - 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。
  - 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の業績の見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
  - なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 理事及び監事の任期の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1,962百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,962百万円
- 信用金庫法及び金融機関の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。
  - なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が「有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見込の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。
  - 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 2,222百万円
  - 危険債権額 3,494百万円
  - 一月以上延滞債権額 1百万円
  - 貸出条件緩和債権額 43百万円
  - 合計額 5,760百万円
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により債権破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 一月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに一月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を所有しておりますが、その額面金額は279百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
  - 為替決済、借入金、収納代理金融機関または出納取扱い金融機関となるため預け金 6,701百万円、有価証券及び買入外国為替を差し入れております。
- 出資1口当たりの純資産額 16,534円7銭
- 金融商品の状況に関する事項
  - (1)金融商品に対する取組方針
    - 当金庫は、預金業務、融資業務などの金融業務を行っております。
    - このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
  - (2)金融商品の内容及びそのリスク
    - 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
    - また、有価証券は、主に債券、株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
    - これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクにさらされております。
    - 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクにさらされております。
  - (3)金融商品に係るリスク管理体制
    - ①信用リスクの管理
      - 当金庫は、貸出規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信調査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
      - これらの与信管理は、各営業店のはか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による融資委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
      - さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。
      - 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
    - ②市場リスクの管理
      - (i)金利リスクの管理
        - 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
        - ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常勤理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
        - 日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、月次ベースで常勤理事会、四半期毎に理事会に報告しております。
      - (ii)価格変動リスクの管理
        - 有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券運用規程に従い行われております。
        - このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
        - 総務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
        - これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常勤理事会において定期的に報告されております。
    - ③資金調達に係る流動性リスクの管理
      - 当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行っております。
  - (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
    - 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
    - なお、金融商品のうち貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
- 金融商品の時価等に関する事項
  - 令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2参照)。
  - また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	59,820	59,906	85
(2) 有価証券 その他有価証券	35,039	35,039	-
(3) 貸出金(*1) 貸倒引当金(*2)	67,331 △2,772	66,065	1,506
金融資産計	159,418	161,010	1,591
(1) 預金積金(*1)	144,287	144,385	97
(2) 借入金(*1)	4,700	4,701	1
金融負債計	148,987	149,086	98

(\*1)貸出金、預金積金、借入金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(\*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

## 金融資産

## (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

## (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、23から25に記載しております。

## (3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利率で割り引いた価格

## 金融負債

## (1) 預金積立

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、無リスク利率を用いております。

## (2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を無リスク利率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額	
	有 価 証 券	その他資産
非上場株式(*1)	11	
再生支援ファンド(*1)	2	
組出資金(*2)		564
合 計	578	

(\*1) 非上場株式及び再生支援ファンドについては、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。なお、当事業年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(\*2) 組出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

23. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」であります。以下、25まで同様であります。その他有価証券

(単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額		取得原価	差 額
	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの		
株 式	11,590	—	7,498	4,091
債 券	9,814	—	9,565	248
国 債	7,225	—	6,997	227
地方債	1,324	—	1,312	12
社 債	1,264	—	1,255	8
その他	639	—	424	215
小 計	22,043	—	17,488	4,555
株 式	—	2,210	2,569	△358
債 券	—	10,784	11,003	△219
国 債	—	—	—	—
地方債	—	7,238	7,423	△185
社 債	—	3,546	3,580	△33
その他	—	—	—	—
小 計	—	12,995	13,573	△577
合 計	35,039	—	31,061	3,977

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種 類	売却益の合計額		売却損の合計額	
	売却額	売却益	売却損	売却損
株 式	1,053	341	△51	—
債 券	—	—	—	—
国 債	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	1,053	341	△51	—

25. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券(市場価格のない株式等及び組出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は141百万円(うち、株式141百万円)であります。また、時価が著しく下落したと判断するための基準は、時価が50%以上毀損した場合、または20%以上50%未満2期連続して毀損した場合であります。

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで、資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、14,489百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが、3,311百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのもののみならず、当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付されております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(1年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	743 百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	34
その他	318
繰延税金資産小計	1,096
評価性引当額	△930
繰延税金資産合計	165
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,022
繰延税金負債合計	1,022
繰延税金負債の純額	856 百万円

28. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除してあります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44～2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用してあります。

29. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

30. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動への影響は、当面続くものと想定し、当金庫の業績に影響があるものと考えております。

このような状況下においては、当金庫の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いて貸倒引当金を計上しております。ただし、当該仮定は不確実性が高く、今後の新型コロナウイルスの感染状況や経済活動への影響が変化した場合においては、損失額が増減する可能性があります。

## 【 損益計算書の注記 】

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額369円18銭



## ◆報酬体系について

## 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

## (1) 報酬体系の概要

## 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

## 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

## a. 決定基準 b. 算定方法 c. 功勞金 d. 特別功勞金

## (2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	97

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)

2. 上記の内訳は、「基本報酬」65百万円、「賞与」15百万円、「退職慰労金」16百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

## (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

## 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であつて、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等のうち平均額としております。

以上

## ◆退職給付会計について

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当金庫の退職給付制度は、確定給付企業年金制度を採用しています。

また、当金庫は、複数事業主信用金庫等により設立された総合設立型の基金である全国信用金庫厚生年金基金にも加入しています。この基金は、全国の信用金庫及びその関連会社で働く役職員と事業主が掛金を負担し合い運営されている企業年金制度です。

## 2. 退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

区 分	金 額	
	令和2年度	令和3年度
退職給付債務(A)	733,684	731,286
年金資産(B)	616,568	633,433
前払年金費用(C)	—	—
未認識過去勤務費用(D)	—	—
未認識数理計算上の差異(E)	△45,074	△30,587
その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F)	—	—
退職給付引当金(A-B-C-D-E-F)	162,190	128,440

## 3. 退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

区 分	金 額	
	令和2年度	令和3年度
勤務費用(A)	99,206	101,120
利息費用(B)	1,696	2,641
期待運用収益(C)	0	0
過去勤務費用の費用処理額(D)	—	—
数理計算上の差異の費用処理額(E)	△28,276	△21,284
会計基準変更時差異の費用処理額(F)	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)(G)	—	—
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G)	72,626	82,476

(注) 勤務費用には、全国信用金庫厚生年金基金の掛け金を含んでいます。

## 4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

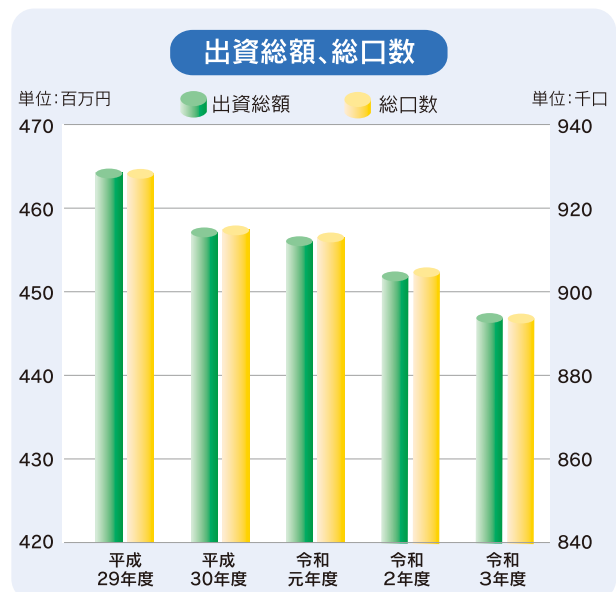
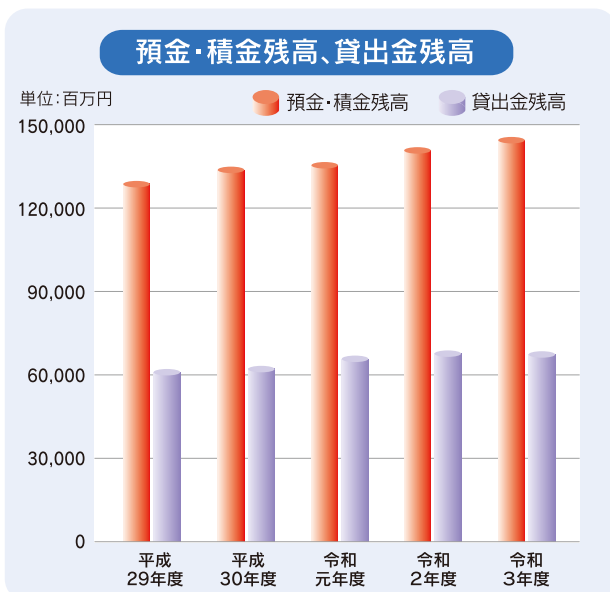
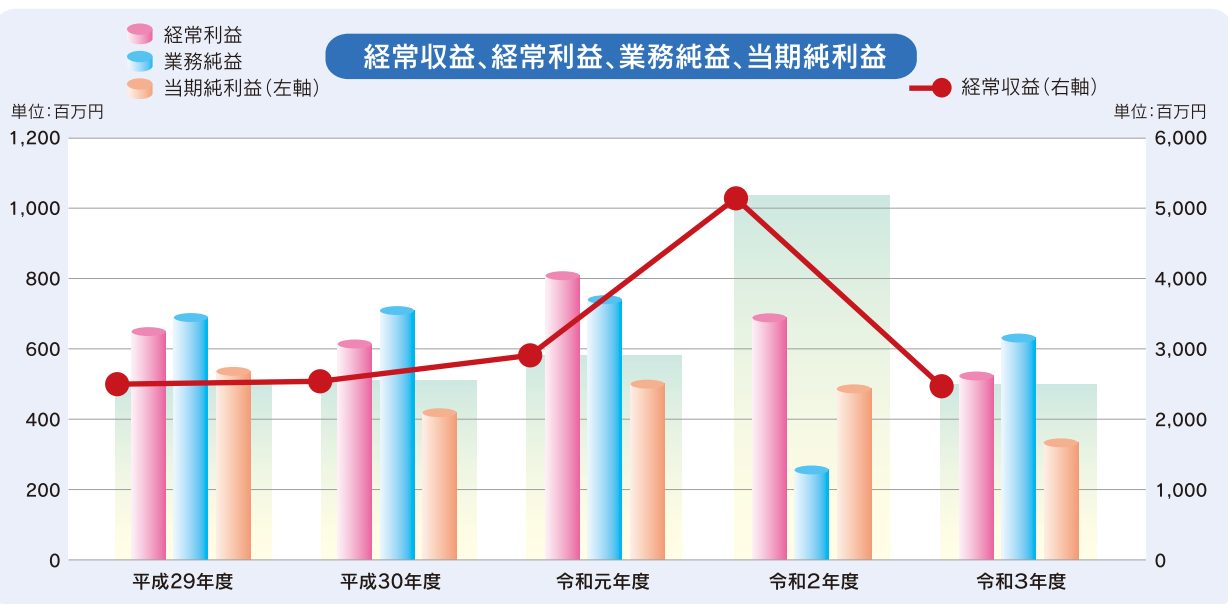
区 分	摘 要	
	令和2年度	令和3年度
(1) 割引率	0.36%	0.53%
(2) 期待運用収益率	0.00%	0.00%
(3) 退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準	
(4) 過去勤務費用の額の処理年数	15年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	5年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する)	
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	15年	

## 直近の5事業年度における主要な事業の状況

### ◆事業の状況を示す指標

(単位：百万円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	2,502	2,551	2,905	5,185	2,487
経常利益	649	612	813	689	523
業務純益	687	708	740	256	631
当期純利益	532	418	500	486	332
出資総額	464	457	456	452	447
出資総口数	928千口	915千口	913千口	905千口	894千口
純資産額	13,569	13,363	13,322	13,967	14,794
総資産額	148,756	153,319	154,767	160,840	165,301
預金・積金残高	128,749	133,645	135,349	140,797	144,287
貸出金残高	60,960	62,258	65,721	67,874	67,331
有価証券残高	48,133	48,679	41,436	31,157	35,052
単体自己資本比率	17.39%	17.50%	17.54%	18.05%	17.92%
出資に対する配当金 (出資1口500円当たり)	8.5円	8.5円	8.5円	8.5円	8.5円
職 員 数	128人	126人	125人	126人	127人



## 主要な業務の状況を示す指標

- ◆業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く）、資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支

### ●業務粗利益

(単位:百万円、%)

区 分	令和2年度	令和3年度
資金運用収益	2,015	2,003
資金調達費用	37	29
資金運用収支	1,978	1,973
役員取引等収益	135	125
役員取引等費用	231	242
役員取引等収支	△ 95	△ 117
その他業務収益	10	10
その他業務費用	2	22
その他業務収支	8	△ 12
業務粗利益	1,890	1,843
業務粗利益率	1.22	1.15

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

### ●業務純益

(単位:百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
業務純益	256	631
実質業務純益	481	448
コア業務純益	482	448
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	482	448

※1.業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用用合費用）  
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。

※2.実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額  
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

※3.コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益  
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

※4.「業務純益」「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和元年9月13日）による改正を受け、令和元年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、令和元年度分のみを開示しております。

- ◆資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り

区 分	令和2年度			令和3年度		
	平均残高 (百万円)	利息・配当金 (千円)	利 回 (%)	平均残高 (百万円)	利息・配当金 (千円)	利 回 (%)
資金運用勘定	154,652	2,015,500	1.30	159,365	2,003,486	1.25
貸出金	67,158	1,416,625	2.10	67,745	1,430,234	2.11
預け金	49,900	31,969	0.06	61,798	32,008	0.05
金融機関貸付等	—	—	—	—	—	—
有価証券	37,029	553,120	1.49	29,257	527,456	1.80
その他	564	13,785	2.44	564	13,785	2.44
資金調達勘定	144,653	37,323	0.02	148,978	29,867	0.02
預金・積金	139,935	37,232	0.02	144,261	29,781	0.02
借入金	4,700	—	—	4,700	—	—
その他	18	91	0.50	17	86	0.50

### ◆利 鞘

区 分	令和2年度	令和3年度
資金運用利回	1.30%	1.25%
資金調達原価率	1.00%	0.95%
総資金利鞘	0.30%	0.30%

- ◆受取利息及び支払利息の増減

(単位:百万円)

区 分	令和2年度			令和3年度		
	金 額	増減額	増減率	金 額	増減額	増減率
受 取 利 息	2,015	△ 402	△16.6%	2,003	△ 12	△0.6%
支 払 利 息	37	△ 5	△13.2%	29	△ 7	△19.9%

### ◆利益率

区 分	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.43%	0.32%
総資産当期利益率	0.31%	0.20%

$$\text{総資産経常(当期)利益率} = \frac{\text{経常(当期)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

- ◆貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	増減額
一般貸倒引当金	525,624	342,468	△ 183,156
個別貸倒引当金	2,276,708	2,430,245	153,537
合 計	2,802,333	2,772,714	△ 29,619

- ◆貸出金償却の額

(単位:千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	増減額
貸出金償却額	7,061	3	△ 7,058

## 預金に関する指標

- ◆流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高及び固定金利定期預金と変動金利定期預金、その他の区分ごとの定期預金の残高

(単位:百万円、%)

科 目			令和2年度		令和3年度	
			残 高	構成比	残 高	構成比
預金・積金	合計	末残	140,797	100.00	144,287	100.00
		平残	139,935	100.00	144,261	100.00
流動性預金 ※1	当座預金	末残	243	0.17	228	0.16
		平残	300	0.21	276	0.19
	普通預金	末残	54,423	38.65	58,365	40.45
		平残	52,628	37.61	57,209	39.66
	貯蓄預金	末残	32	0.02	40	0.03
		平残	31	0.02	35	0.02
	通知預金	末残	0	0.00	0	0.00
		平残	3	0.00	0	0.00
	その他の預金	末残	357	0.25	355	0.25
		平残	250	0.18	255	0.18
小 計		末残	55,056	39.10	58,988	40.88
		平残	53,214	38.03	57,776	40.05
定期性預金 ※2	定期預金	末残	75,833	53.86	75,089	52.04
		平残	77,471	55.36	76,622	53.11
	固定金利定期預金	(末残)	75,808	53.84	75,068	52.03
		(平残)	77,445	55.34	76,601	53.10
	変動金利定期預金	(末残)	25	0.02	21	0.02
		(平残)	26	0.02	21	0.02
	その他の定期預金	(末残)	—	—	—	—
		(平残)	—	—	—	—
定期積金	末残	9,907	7.04	10,210	7.08	
	平残	9,249	6.61	9,862	6.84	
小 計		末残	85,740	60.90	85,299	59.12
		平残	86,721	61.97	86,484	59.95
譲渡性預金		末残	—	—	—	—
		平残	—	—	—	—

※ 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金+別段預金+納税準備預金

※ 2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

## 貸出金に関する指標

- ◆割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越の期末残高・平均残高  
及び固定金利・変動金利別残高

(単位:百万円、%)

科 目		令和2年度		令和3年度	
		残 高	構成比	残 高	構成比
貸 出 金	末 残	67,874	100.00	67,331	100.00
	平 残	67,158	100.00	67,745	100.00
割 引 手 形	末 残	292	0.43	279	0.42
	平 残	283	0.42	284	0.42
手 形 貸 付	末 残	3,709	5.47	3,524	5.23
	平 残	3,550	5.29	3,810	5.62
証 書 貸 付	末 残	62,518	92.11	62,173	92.34
	平 残	61,923	92.21	62,317	91.99
当 座 貸 越	末 残	1,353	1.99	1,354	2.01
	平 残	1,401	2.09	1,333	1.97
固 定 金 利 残 高		23,849	38.15	24,200	38.92
変 動 金 利 残 高		38,669	61.85	37,972	61.08

- ◆貸出金担保別内訳

(単位:百万円)

種 類	令和2年度		令和3年度	
	金 額	うち会員外	金 額	うち会員外
当金庫の預金・積金	1,860	92	1,710	106
有 価 証 券	1	—	1	—
動 産	2,663	—	2,466	—
不 動 産	10,764	1	9,927	1
そ の 他	846	—	1,100	—
小 計	16,136	93	15,207	107
信用保証協会・信用保険	16,408	2,061	16,889	1,957
保 証	5,304	231	5,048	224
信 用	30,025	10,391	30,186	10,633
小 計	51,738	12,684	52,124	12,815
合 計	67,874	12,778	67,331	12,923

- ◆債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

種 類	令和2年度		令和3年度	
	金 額	うち会員外	金 額	うち会員外
当金庫の預金・積金	48	—	61	—
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	2	—	1	—
そ の 他	—	—	—	—
小 計	50	—	63	—
信用保証協会・信用保険	—	—	—	—
保 証	—	—	—	—
信 用	4	—	4	—
小 計	4	—	4	—
合 計	55	—	68	—

## ◆貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度		令和3年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	34,008	50.1	34,098	50.6
運 転 資 金	33,866	49.9	33,233	49.4
合 計	67,874	100.0	67,331	100.0

## ◆貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

業 種 別	令和2年度			令和3年度		
	先 数	残 高	構成比	先 数	残 高	構成比
製造業	119	2,305	3.4	112	1,857	2.8
農業、林業	34	199	0.3	31	187	0.3
漁 業	96	1,593	2.3	104	1,657	2.5
鉱業、採石業、 砂利採取業	4	218	0.3	4	221	0.3
建設業	183	3,856	5.7	173	3,604	5.4
電気・ガス・ 熱供給・水道業	53	1,697	2.5	53	1,740	2.6
情報通信業	1	282	0.4	1	246	0.4
運輸業、郵便業	83	5,299	7.8	85	4,879	7.2
卸売業、小売業	242	3,504	5.2	235	3,465	5.1
金融業、保険業	6	12	0.0	5	6	0.0
不動産業	125	5,817	8.6	133	6,436	9.6
物品賃貸業	8	303	0.4	7	318	0.5
学術研究、 専門・技術サービス業	4	10	0.0	3	14	0.0
宿泊業	38	2,667	3.9	39	2,585	3.8
飲食業	105	1,093	1.6	106	1,046	1.6
生活関連サービス業、 娯楽業	53	766	1.1	60	736	1.1
教育、学習支援業	11	309	0.5	10	302	0.4
医療・福祉	53	2,388	3.5	52	1,979	2.9
その他のサービス	94	1,554	2.3	94	1,442	2.1
小 計	1,312	33,881	49.9	1,307	32,729	48.6
地方公共団体	8	10,367	15.3	7	10,616	15.8
個人 (住宅・消費・ 納税資金等)	6,704	23,624	34.8	6,584	23,985	35.6
合 計	8,024	67,874	100.0	7,898	67,331	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ◆預貸率

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度
貸 出 金 (期末残高) (A)	67,874	67,331
預金・積金 (期末残高) (B)	140,797	144,287
預 貸 率	(A / B)	46.66
	期 中 平 均	46.96

当金庫では、お客さまからお預かりした資金の一部を有価証券等で運用しています。資金の公共性に鑑み、運用対象は安全性や収益性に留意して国債・地方債を中心に、社債・株式・その他の証券等です。

◆商品有価証券 …………… 該当ありません。

◆有価証券の種類別の期末残高・平均残高

(単位：百万円、%)

区 分		令和2年度		令和3年度	
		残 高	構成比	残 高	構成比
国 債	末残	6,850	22.0	7,225	20.6
	平残	12,551	33.9	6,542	22.4
地 方 債	末残	8,049	25.8	8,562	24.4
	平残	6,993	18.9	8,283	28.3
社 債	末残	3,008	9.7	4,811	13.7
	平残	2,595	7.0	3,929	13.4
公 社 公 団 債 (政府保証債)	末残	791	2.5	1,013	2.9
	平残	732	2.0	900	3.1
金 融 債	末残	—	—	—	—
	平残	—	—	—	—
そ の 他 社 債	末残	2,217	7.1	3,797	10.8
	平残	1,862	5.0	3,029	10.4
株 式	末残	12,627	40.5	13,812	39.4
	平残	9,799	26.5	10,074	34.4
外 国 証 券	末残	—	—	—	—
	平残	—	—	—	—
その他の証券	末残	620	2.0	641	1.8
	平残	5,089	13.7	427	1.5
貸付有価証券	末残	—	—	—	—
	平残	—	—	—	—
合 計	末残	31,157	100.0	35,052	100.0
	平残	37,029	100.0	29,257	100.0

※当金庫の有価証券残高は、すべて「その他の目的」で保有しています。

## ◆その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

区 分	令和2年度					令和3年度				
	取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち評価益		取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち評価損	
				うち評価益	うち評価損				うち評価益	うち評価損
株 式	9,786	12,615	2,829	3,128	298	10,067	13,800	3,732	4,091	358
債 券	17,649	17,908	258	348	89	20,569	20,599	29	248	219
国 債	6,540	6,850	309	309	—	6,997	7,225	227	227	—
地方債	8,116	8,049	△ 66	20	87	8,735	8,562	△ 172	12	185
社 債	2,992	3,008	15	17	2	4,836	4,811	△ 25	8	33
そ の 他	424	618	194	194	—	424	639	215	215	—
合 計	27,859	31,142	3,282	3,670	387	31,061	35,039	3,977	4,555	577

※ 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

※ 「うち評価益」「うち評価損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

## ◆その他有価証券のうち満期があるものの債券の期間ごとの償還予定額

(単位:百万円)

区 分	令和2年度				令和3年度			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	66	6,198	3,273	8,370	486	8,460	2,510	9,141
国 債	—	5,186	1,663	—	—	6,723	—	502
地方債	—	—	—	8,049	—	—	534	8,027
社 債	66	1,011	1,609	320	486	1,737	1,975	611
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	66	6,198	3,273	8,370	486	8,460	2,510	9,141

## ◆預証率

(単位:百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度
有価証券(期末残高) (A)	31,157	35,052
預金・積金(期末残高) (B)	140,797	144,287
預 証 率	(A / B)	
	22.12	24.29
	期中平均	
	26.46	20.28

- ◆金銭の信託 …………… 該当ありません。
- ◆デリバティブ取引 …………… 該当ありません。
- ◆株式関連取引 …………… 該当ありません。
- ◆債券関連取引 …………… 該当ありません。
- ◆商品関連取引 …………… 該当ありません。
- ◆クレジットデリバティブ取引 …… 該当ありません。



## ● 自己資本の構成に関する事項

## 定性的な開示事項

## 自己資本の調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は右表のとおりです。

発行主体	天草信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	447百万円
償還期限	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—

## 定量的な開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和2年度	経過措置による不算入額	令和3年度	経過措置による不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	11,511		11,831	
うち、出資金及び資本剰余金の額	452		447	
うち、利益剰余金の額	11,066		11,391	
うち、外部流出予定額(△)	7		7	
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	525		342	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	525		342	
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	12,037		12,173	
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	13		15	
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	13		15	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
信用金庫連合会の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	13		15	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	12,023		12,158	
<b>リスク・アセット等(3)</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	62,579		64,055	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー				
うち、上記以外に該当するものの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,004		3,786	
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	66,583		67,842	
<b>自己資本比率</b>				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	18.05%		17.92%	

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## ● 自己資本の充実度に関する事項

## 定性的な開示事項

## 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

令和3年度の自己資本比率は17.92%となり、国内基準である4%の4倍を上回る高い経営の健全性・安定性を充分確保しております。また、将来の自己資本の充実度につきましては、年度ごとに策定する事業計画に基づいた業務推進活動により得られる利益を資本に積み上げることが第一義的な施策として考えております。

## 定量的な開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	62,579	2,503	64,055	2,562
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	62,579	2,503	64,055	2,562
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	11,881	475	11,964	479
法人等向け	11,604	464	10,956	438
中小企業等向け及び個人向け	17,141	686	17,578	703
抵当権付住宅ローン	1,045	42	788	32
不動産取得等事業向け	525	21	422	17
3か月以上延滞等	122	5	104	4
取立未済手形	1	0	1	0
信用保証協会等による保証付	358	14	325	13
株式会社企業再生支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	114	5	175	7
出資等のエクスポージャー	114	5	175	7
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	19,784	791	21,739	870
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	0	0	0	0
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	988	40	988	40
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	575	23	428	17
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	18,220	729	20,322	813
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,004	160	3,786	151
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	66,583	2,663	67,842	2,714

(注)1.所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等です。

3.「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4.オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

&lt;オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法&gt;

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## ●信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクス ポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

### イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<業種別・残存期間別>

#### 定性的な開示事項

#### リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の指針として毎期「融資方針」を示し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理の徹底を図っています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信管理として、自己査定による債務者区分別、与信集中によるリスク抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。そして、信用リスクの計量化に向け、現在信用格付制度の導入を検討しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、経営陣による理事会等を適宜開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。以上の相互牽制機能、経営陣による審議・指導により適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金のうち破綻懸念先は、債権額から担保・保証による回収可能見込額を控除した残額に貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。実質破綻先と破綻先は、債権額から担保・保証による回収可能見込額を控除した残額全額を貸倒引当金として計上しております。さらに、今般のコロナ禍による経済状況悪化を受け、コロナの影響を受けている事業先については、別途貸倒引当金を計上しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

#### リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、有価証券について、以下の2機関を採用しております。なお、貸出金については、適格格付機関は採用しておりません。また、外国為替取引、デリバティブ取引は行っておりません。

- ムーディーズ社 ●S&P社

#### 定量的な開示事項

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高											
	令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度	
	貸出金	債券	デリバティブ取引	3か月以上延滞 エクスポージャー	貸出金	債券	デリバティブ取引	3か月以上延滞 エクスポージャー	貸出金	債券	デリバティブ取引	3か月以上延滞 エクスポージャー
製造業	2,305	1,857	2,305	1,857	-	-	-	-	0	-	-	-
農業、林業	199	187	199	187	-	-	-	-	1	-	-	-
漁業	1,593	1,657	1,593	1,657	-	-	-	-	80	-	-	74
鉱業、採石業、砂利採取業	218	221	218	221	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	3,856	3,604	3,856	3,604	-	-	-	-	27	-	-	11
電気・ガス・熱供給・水道業	3,402	3,444	1,697	1,740	1,705	1,704	-	-	-	-	-	-
情報通信業	782	446	282	246	500	200	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	5,299	4,879	5,299	4,879	-	-	-	-	-	-	-	29
卸売業、小売業	3,504	3,465	3,504	3,465	-	-	-	-	120	-	-	58
金融業、保険業	12	6	12	6	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	5,817	6,436	5,817	6,436	-	-	-	-	4	-	-	-
物品賃貸業	303	318	303	318	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	10	14	10	14	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	2,667	2,585	2,667	2,585	-	-	-	-	359	-	-	358
飲食業	1,093	1,046	1,093	1,046	-	-	-	-	0	-	-	23
生活関連サービス業、娯楽業	766	736	766	736	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	309	302	309	302	-	-	-	-	-	-	-	-
医療・福祉	2,388	1,979	2,388	1,979	-	-	-	-	-	-	-	-
その他サービス	1,554	1,442	1,554	1,442	-	-	-	-	24	-	-	22
国・地方公共団体等	25,810	27,374	10,367	10,616	15,443	16,758	-	-	-	-	-	-
個人	23,624	23,985	23,624	23,985	-	-	-	-	86	-	-	82
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別合計	85,523	85,993	67,874	67,331	17,649	18,662	-	-	705	-	-	661
1年未満	5,105	5,230	5,105	5,230	-	-	-	-	-	-	-	-
1年以上3年未満	5,776	4,919	5,776	4,919	-	-	-	-	-	-	-	-
3年以上5年未満	6,590	5,761	6,590	5,761	-	-	-	-	-	-	-	-
5年以上10年未満	19,403	19,175	19,403	19,175	-	-	-	-	-	-	-	-
10年以上15年未満	10,467	10,592	10,467	10,592	-	-	-	-	-	-	-	-
15年以上20年未満	6,824	6,742	6,824	6,742	-	-	-	-	-	-	-	-
20年以上	10,900	12,352	10,900	12,352	-	-	-	-	-	-	-	-
期間の定めのないもの	1,511	1,260	1,511	1,260	-	-	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	66,520	66,034	66,520	66,034	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、掲載しておりません。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことで、本表では、貸出金のみを掲載しております。

3. 債券の残存期間別については、14ページ「有価証券に関する指標」をご参照ください。

4. 当金庫は国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しております。

## ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

項目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	令和2年度	301	525	7	294	525
	令和3年度	525	342	0	525	342
個別貸倒引当金	令和2年度	2,307	2,276	72	2,235	2,276
	令和3年度	2,276	2,430	68	2,208	2,430
合計	令和2年度	2,608	2,802	79	2,529	2,802
	令和3年度	2,802	2,772	68	2,208	2,772

## ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	28,365	-	30,656
10%	-	6,487	-	5,831
20%	-	59,416	-	59,826
20~100%	-	12,864	-	12,024
35%	-	3,041	-	2,295
50%	-	5	-	5
50~150%	-	156	-	244
75%	-	27,593	-	28,717
100%	11,366	8,771	13,020	9,026
250%	-	230	-	171
1,250%	-	-	-	-
自己資本控除	-	-	-	-
合計		158,298		161,820

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金			貸出金償却		
	期末残高		期中の増減額	令和2年度	令和3年度	増減額
	令和2年度	令和3年度				
製造業	96	122	26	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-
漁業	165	208	43	53	-	▲53
鉱業、採石業、砂利採取業	21	21	0	-	-	-
建設業	79	58	▲21	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	13	36	23	-	-	-
卸売業、小売業	267	241	▲26	19	16	▲3
金融・保険業	-	-	-	-	-	-
不動産業	55	49	▲6	-	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	4	4	0	-	-	-
宿泊業	1,070	1,139	69	-	-	-
飲食業	182	216	34	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	33	37	4	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-
医療・福祉	-	-	-	-	-	-
その他サービス	36	56	20	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人	248	236	▲12	7	9	2
その他	-	-	-	-	-	-
合計	2,276	2,430	154	79	26	▲54

(注) 1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 信用リスク削減手法に関する事項 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

### 定性的な開示事項

#### 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、状況によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的な措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を得た上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「貸出規程・貸出事務取扱要領」や「担保評価規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、信用金庫取引約定書等の約定に基づく相殺として適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

### 定量的な開示事項

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		保証	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	8,693	9,999		
①ソブリン向け	-	-		
②金融機関向け	-	-		
③法人等向け	-	-		
④中小企業等・個人向け	8,413	9,691		
⑤抵当権付住宅ローン	-	-		
⑥不動産取得等事業向け	-	-		
⑦三カ月以上延滞等	1	5		
⑧上記以外	278	302		

(注) 1.エクスポージャーの額は信用リスク削減手法が動向された部分を記載しています。  
2.保証を適用している保証人は、消費者ローン・住宅ローンの信用保証機関(適格格付機関による外部格付に基づくリスク・ウェイト20%)です。

## ● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は該当ありません

## ● 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は該当ありません

## ● 出資等エクスポージャーに関する事項

### 定性的な開示事項

### 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VAR)によるリスク計測によって把握しております。

また、非上場株式等につきましては、財務諸表や運用報告を基にした評価を定期的実施し適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則り適正に処理しております。

### 定量的な開示事項

#### イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	12,615	12,615	13,800	13,800
非 上 場 株 式 等	11	11	11	11
合 計	12,627	12,627	13,812	13,812

#### ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
売却益	3,020	341
売却損	2,442	51
償 却	66	142

#### ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
評価損益	3,282	3,977

#### ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
評価損益	—	—

## ● リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マニフェット方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

## ● オペレーショナルリスクに関する事項

### 定性的な開示事項

### オペレーショナル・リスクの管理及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、金庫運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理規程」により、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」の整備、その遵守の徹底はもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化・充実、更には牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システム・リスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、更にはシステム監査を実施し、安定した業務遂行できるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、更には各種リスク商品等に対する説明態勢の整備、風評リスク管理会議の設置など、顧客保護等の観点を重要とした管理態勢の整備に努めております。

当面、バーゼルⅢ対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用していく方針であります。更なる高度化を目指しリスクデータの蓄積をしております。

また、これらのリスクに関しましては、各リスク管理主管部署ならびにリスク管理担当部署において、適宜、協議・検証するとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会等に報告する態勢を整備しております。

### オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫はオペレーショナル・リスクの算出について、1年間の粗利益<sup>\*</sup>に15%を乗じて得た額の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とする「基礎的手法」を採用しております。

<sup>\*</sup>粗利益とは

業務粗利益から国債等債券売却益及び国債等債券償還益を除き、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却及び役員取引等費用を加えたものをいいます。

## ●金利リスクに関する事項

### 定性的な開示事項

#### 金利リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指します。当金庫においては、重要性テストアウトライヤー基準により運用勘定・調達勘定ともに、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク計測等を定期的実施しています。

その計測による令和4年3月末の金利リスク量は1,794百万円となっております。当金庫の金利リスクは求められている重要性テスト(アウトライヤー基準)の範囲内となっております。当金庫の収益状況の検討や長期的な資金運用方針に沿って逡減に努めることとしております。

重要性テストにおける経済価値リスクの計測方法として従来の200BPの平行移動による金利ショックシナリオ計測から、6つの金利シナリオでリスクを計測する方法へと改正となり最もリスクの大きい金額を採用する事となっております。

「金利リスク」の算定は金利ラダー方式・コア預金、①対象:流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)②算定方法:現残高の50%相当額③満期:5年以内(平均2.5年)、金利感応資産・負債:預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債の経済価値の変動額(ΔEVE):ショックシナリオ6シナリオ(上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下)

今後の金利リスク上昇要因として、運用面において貸出金のうち、地元県・市・町に対する貸出金(地方債)や個人向けの住宅ローン等の長期の固定金利貸出金や有価証券について国債等の長期の購入や様々な金融商品を含んだ投資信託等があります。また調達面において預金の大部分を占める定期預金のうち、短期の1年物の割合が高い事による調達・運用の期間ミスマッチ等が発生することにより上昇する可能性があります。

一方、信用リスクの面から見ますと、地方公共団体向けの貸出金、個人向けの住宅ローン等や国債等を主にした有価証券運用はリスクが低い状況にあります。当金庫としても地区内の事業資金の需要の影響度合い及び資金供給の観点から事業によっては長期固定金利の取扱いも行っております。

### 定量的な開示事項

(単位:百万円)

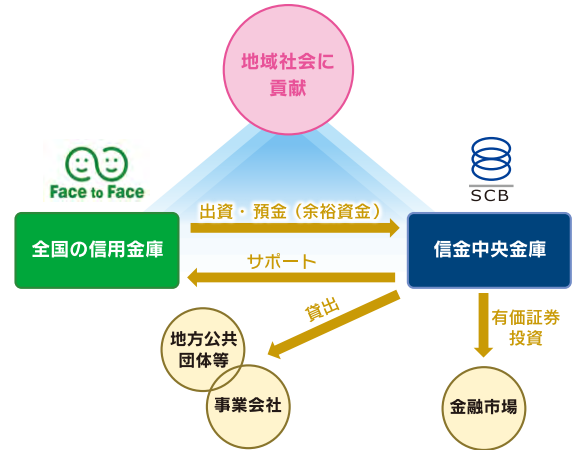
IRRBB1: 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,794	1,355	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	81	317
3	スティープ化	1,634	1,639		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,794	1,639	81	317
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	12,158		12,023	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

信金中央金庫(略称:信金中金)は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

さまざまな金融商品・サービスを提供しているほか、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。

また、信金中金は、「地域の課題を解決する機能」、「信用金庫のセントラルバンク機能」および「機関投資家としての機能」を有しており、地域社会の皆さまに質の高いサービスを提供することで、地域におけるさまざまな課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。



## 機能

### ■地域の課題を解決する機能

信用金庫がお客さまのために行っている多様な業務をサポートし、顧客ニーズの多様化・高度化に信用金庫が迅速に対応できるよう、中小企業のビジネスマッチングや海外展開、個人の資産形成や相続、地域創生やフィンテックの活用などに取り組んでいます。

### ■信用金庫のセントラルバンク機能

信用金庫の収益力向上や健全性確保などに向けて、信用金庫のセントラルバンクとして、コンサルティング機能のさらなる強化や信用金庫業界のサイバーセキュリティ対策のほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持に万全を期しています。

### ■機関投資家としての機能

全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用しています。また、グローバルに投融資を行っている金融グループとして持続可能な社会の実現に向け、ESG投融資等を推進しています。

## グループ紹介

金融の高度化、IT技術の進展などにより金融機関を取り巻く環境が大きく変化する中で、信金中金自体の経営基盤の強化や信用金庫の業務・経営にかかるサポートを行うため、連結子会社9社と一体となって幅広い金融サービスを展開しています。

- 証券業務  
しんきん証券(株)  
信金インターナショナル(株)
- 地域商社業務  
しんきん地域創生ネットワーク(株)
- 海外ビジネス支援業務  
信金シンガポール(株)
- 消費者信用保証業務  
信金ギャランティ(株)
- 投資運用業務  
しんきんアセットマネジメント投信(株)
- 投資・M&A仲介業務  
信金キャピタル(株)
- データ処理の受託業務等  
株しんきん情報システムセンター
- 事務処理の受託業務等  
信金中金ビジネス(株)

## 外部格付(2022年3月末現在)

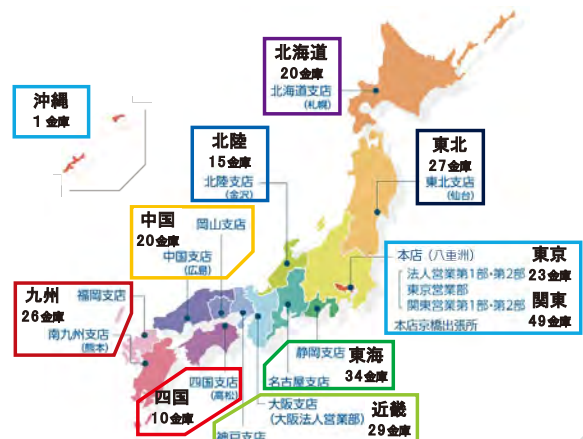
格付会社	長期	アウトルック	短期
Moody's	A1	安定的	P-1
S&P グローバル・レーティング	A	安定的	A-1
格付投資情報センター	A+	安定的	-
日本格付研究所	AA	安定的	-

## 信金中央金庫の概要と信用金庫業界のネットワーク (2022年3月末現在)

日本全国に広がる254の信用金庫は、約7,100店舗のネットワークを形成しているほか、899万人を超える会員と158兆円の預金量を擁しており、わが国の金融業界の中で重要な地位を占めています。

### 【信金中央金庫】

証券コード	8421(東証上場)
資金量	34兆円
役員員数	1,277人
拠点数	国内14店舗 海外6拠点



地域の事業所・企業や個人のお客様に円滑な金融・情報サービスをご提供するため、小口多数取引に徹した事業活動をきめ細やかに展開しています。また、多様化するお客様のニーズにお応えすべく、商品の充実・サービスの向上に努めています。

## 融資業務(ご融資)

当金庫の営業区域内で事業を営む企業や個人のお客様の様々なニーズにお応えすべく、低コストで良質な資金をご提供し、地域産業や経済の発展と豊かな社会生活の実現に向けて、全力を傾注しております。

また、皆様の豊かで潤いある家庭生活実現のお役に立てるよう、「住宅ローン」・「マイカーローン」・「教育ローン“夢キャンパス”」、資金使途自由な「フリーローン“未ら来る”」などをご用意しております。

## 預金業務(ご預金)

主力商品である定期積金で皆様の着実な資産づくりのお手伝いをさせて頂くとともに、年金受給者の皆様向けの金利優遇商品や懸賞品付定期預金などのオリジナリティある商品の開発、取扱いを通じて、収益の一部を地域の皆様に還元できる商品の開発を積極的に努めております。

今後とも当金庫では、お客様のニーズにお応えするため、新商品の開発やサービスの一層の充実を図ってまいります。

## 為替業務

当金庫では、全国の金融機関への送金・振込・代金取立等の取扱いを行っており、地域の皆様に数多くご利用頂いています。全国信用金庫データ通信システム、全国銀行データ通信システムによる為替網を通じて、全国の信用金庫はもとより、銀行等の民間金融機関とオンラインで結ばれており、迅速・正確・安全にお取扱いしています。

また、インターネットバンキングをご利用頂きますと、オフィスやご家庭に居ながらにして簡単に振込みなどが行なえるだけでなく、振込手数料の優遇もございます。

なお、外国為替のお取扱いに関しましては、現在のところ信金中央金庫への取次ぎのみを行なっています。

## その他のサービス

当金庫は金融機関の基本業務を通じて地域経済の活性化、産業の振興を支援しています。

また、お取引先の利便性向上を図るため、お客様への情報のご提供、年金振込口座のご指定やご予約を頂いているお客様の年金倶楽部「ふれあい会」の運営、毎月第2木曜日に実施している顧問弁護士による無料法律相談、産学官金連携の相談会や年金相談会等々を開催運営しています。

## 金庫の主要な事業内容(業務の種類)

- 1 預金及び定期積金の受入れ
- 2 資金の貸付け及び手形の割引
- 3 為替取引
- 4 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
  - (1) 債務の保証又は手形の引受け
  - (2) 有価証券〔(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。〕の売買(投資の目的をもってするものに限る。)
  - (3) 有価証券の貸付け
  - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
  - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
  - (6) 次に掲げる者の業務の代理  
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本酒造組合中央会、一般社団法人しんぎん保証基金、財団法人研究開発型企業育成センター、一般財団法人建設業振興基金、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人福祉医療機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
  - (7) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)  
イ 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
  - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)  
・信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)  
信金中央金庫
  - (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
  - (10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
  - (11) 振替業
  - (12) 両替
  - (13) 短期社債等の取得又は譲渡
- 5 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)
- 6 法律により信用金庫が営むことのできる業務
  - (1) 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行なう保険募集
  - (2) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の7の5第1項により行なう共済募集
  - (3) 当せん金付証券法により行う宝くじ業務
  - (4) スポーツ振興法により行うスポーツ振興くじ業務
  - (5) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
  - (6) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
  - (7) 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務



## 主なサービスのご案内

種 類	特 色	
しんきん暦年信託こころのリボン	お子さまへ、お孫さまへ、ご家族へ、生前贈与をサポートします。	
しんきん相続信託こころのバトン	ご自分の将来やご家族の未来のために、必要となる資金をあらかじめ準備できます。	
しんきんiDeCo	人生100年時代。人生がますます長くなると、老後への備えもこれまで以上に大切になってきます。 しんきんiDeCoで、無理のない資産形成をはじめましょう。	
全国国民年金基金	自営業・フリーランスで働く方(第1号被保険者)が将来受け取る国民年金(老齢基礎年金)に上乗せをする公的な年金制度で加入は任意です。最大のメリットは終身年金と節税です。	
メルペイ	メルカリアプリでかんたんスマホ決済。 コンビニ、飲食店、ドラッグストアなど、全国のお店でご利用いただけます。	
まごころ共済	くまもと共済の自動車プラスワン共済です。 任意保険等に関係なく契約者にお支払いします。 わずかな掛金で安心して運転いただけます。	
保険窓口販売	しんきんグッドすまいる (金融機関向け個人用火災総合保険)	ご負担の小さい保険料で、充実した補償内容がおすすめの住宅火災保険です。
	しんきんシニアクラブ (団体傷害保険制度)	年金倶楽部「ふれあい会」会員の皆様にお手頃な保険料でさまざまなケガに備える団体傷害保険制度です。
	しんきんの傷害保険 (標準傷害保険)	お手頃な保険料でもしもの時のケガに備える「標準傷害保険」です。 大切なお子さまやお孫さんのための「キッズプラン」もご用意しております。
	しんきんの事業性保険	しんきんお店と事務所のほけん(店舗総合保険)、ビジネスプロテクター(企業総合賠償責任保険)、ビジネスプラン(業務災害補償保険)と事業所の用途にあわせた3種類の保険商品をご用意しております。
給与振込サービス	毎月のお給料やボーナスがご指定の預金口座に直接、確実に振込まれます。	
自動受取サービス	年金・配当金などがご指定の預金口座で自動的にお受取りになります。	
自動支払サービス	公共料金・税金・クレジットなどを、ご指定の預金口座から自動的にお支払いします。	
Pay-easy(ペイジー) 口座振替受付サービス	クレジットや保険契約等のお申込み窓口で口座振替のお申込みをされる際、当金庫のキャッシュカードがあれば、お届け印鑑や口座振替依頼書を出さなくても、その場で口座振替の手続きができるサービスです。	
キャッシュサービス	カード1枚で現金の入出金ができます。(当金庫の本支店はもちろん、全国の信用金庫・提携金融機関およびゆうちょ銀行などでもご利用頂けます。)	
ATM振込サービス	ATM(現金自動預払機)により全国の金融機関へのお振込みができます。同じ振込先へ繰り返しお振込みになる場合に便利です。営業時間外でも、お振込みの予約ができ、翌営業日に振込みます。	
アンサーサービス	お客様のご指定口座への振込内容や残高照会などを、コンピュータが直接電話やFAXでご案内いたします。	
テレフォンバンキングサービス	フリーダイヤル(0120-28-2411)で、お振込みや残高などをコンピュータがお答えいたします。	
ホームバンキングサービス	専用の端末機を利用して、お振込みや預金残高の照会、入出金明細の照会ができます。	
デビットカードサービス	専用の端末機にカードを通しCD・ATMでお使いの暗証番号を入力するだけで、お買物やご飲食などのご利用代金をお客様の口座から即時に決済できます。特別な手続きをされなくてもお手持ちのキャッシュカードがそのままデビットカードとしてご利用頂けます。	
個人インターネットバンキングサービス	インターネットが利用できるパソコンやスマートフォン及び携帯電話から、お振込みや残高照会ができます。	
法人インターネットバンキングサービス	お手持ちのパソコンから、残高照会や資金移動などがご利用頂ける、個人事業主・法人のお客様向けサービスです。会社の業務効率化にお役立てください。	
しんきん電子記録債権サービス (でんさいネット)	しんきん電子記録債権サービスは、電子記録債権法に基づき、でんさいネットを利用して提供する新しい決済サービスです。手形に代わる新たな決済手段としてご利用ください。	
しんきんVISA・JCBカード	カード1枚で、日本全国はもとより、世界の有名店でのショッピングなどにご利用頂けます。	
公 金 収 納	県・市・町などの公金収納のお取扱いをいたします。	
貸 金 庫	預金証書・貴金属・有価証券などを安全・確実にお守りいたします。	
夜 間 金 庫	閉店後や休日でも自由にご利用頂けます。	
国債窓口販売	個人向け国債を中心としてご案内しております。	



主な手数料一覧

◆ 為替手数料

(単位:円、件、枚)

区分	他金融機関へのお振込		当金庫本支店へのお振込		店内のお振込		地方公共団体へのお振込	学校への入学金授養料などのお振込	
	会員	一般	会員	一般	会員	一般			
振込	窓口振込	電信扱	3万円以上	660	880	330	550	110	330
		文書扱	3万円未満	550	660	330	330	110	110
	ATM振込	現金	3万円以上	550	550	220	220	110	110
		CDカード	3万円未満	440	440	110	110	110	110
ATM振込	現金	3万円以上	550	550	220	220	110	110	
		3万円未満	440	440	110	110	110	110	
	CDカード	3万円以上	440	440	165	165	110	110	
		3万円未満	330	330	110	110	110	110	
ATM振込	現金	3万円以上	440	660	110	330	0	0	
		3万円未満	330	440	110	110	0	0	
	CDカード	3万円以上	440	660	110	330	0	0	
		3万円未満	330	440	110	110	0	0	
ATM振込	現金	3万円以上	550	770	220	440	110	110	
	CDカード	3万円未満	440	550	220	220	110	110	
代金取立	小切手	当金庫本支店振出小切手						無料	
		天草管内で当金庫以外の小切手						440	
		天草管内以外の小切手						880	
取立	のそ手場の他	当金庫本支店の手形						330	
		当金庫以外の金融機関の手形						普通扱 660 至急扱 880	
特級	振込組戻し手数料	当金庫本支店						440	
		他金融機関						660	
	取立手形組戻料	自店宛						無料	
		当金庫本支店						440	
取立手形店頭呈示料	その他宛						660		
							660		
不渡手形返却料	同一交換地域内						330		
	同一交換地域外						660		

左に同じです

◆ その他の手数料

(単位:円)

種類	内容	金額	
小切手帳発行手数料	小切手帳一冊(50枚綴)	署名鑑あり 660	
		署名鑑なし 660	
約束手形帳発行手数料	約束手形帳一冊(50枚綴)	署名鑑あり 880	
		署名鑑なし 880	
イメージサービス料	手形・小切手振出人署名登録	5,500	
為替手形帳発行手数料	為替手形帳一冊(25枚綴)	440	
マル専当座事務取扱手数料	割賦販売通知書 一通につき	3,300	
マル専手形用紙発行手数料	マル専手形 一枚につき	550	
再発行手数料	通帳・証書・カード	1,100	
残高証明書発行手数料	個別発行 一枚につき	550	
		継続発行 一枚につき	330
		規定外発行 一枚につき	1,100
取引証明証書発行手数料	一枚につき	550	
個人情報開示請求手数料	一枚につき	550	
融資残高証明書発行手数料	融資証明書 一通につき	330	
自己宛小切手発行手数料	一枚につき	550	
株式払込手数料	一件につき(証明金額×0.25%+消費税)		
異議申立預託金受入手数料	一枚につき	1,100	
貸金庫使用料	年 額	小型 11,000	
		中型 16,500	
窓口両替手数料	1枚~ 49枚 50枚~ 500枚 501枚~ 1,000枚 1,001枚以上	無料 330 550 1,100	
		*1,000枚毎に550円を追加します。 *金種別の支払いも同様とします。	
硬貨による入金・振込み等の取引手数料	1枚~ 300枚 301枚~ 2,000枚 1,001枚~ 2,000枚	無料 330 660	
		*1,000枚毎に330円を追加します。	
アンサー通知・照会契約手数料		無料	
ホームページ基本料		月間 1,100	
法人インターネットバンキング基本料		月間 1,100	
しんきん電子記録債権サービス基本料		月間 1,100	
外国送金取扱手数料		1件 880	

◆ 融資関連手数料

・ 住宅ローン融資取扱手数料(1件につき)

(単位:円)

種別	内容	手数料
保証会社保証付き*1	1,000万円未満	33,000
担保・保証人、保証人	1,000万円以上	55,000
条件変更	1件につき	5,500
繰上返済(一部及び全部)	別途特約書若しくは念書の条項に従う	

\*1: 保証会社で取扱手数料があるものは除く

・ 証書貸付(代理貸付を除く)における融資取扱手数料(1件につき)

(単位:円)

種別	内容	手数料
期限前弁済等	別途特約書若しくは念書の条項に従う	
条件変更	返済条件変更 1件につき(期限延期・減額等)	2,200
	その他の変更 1件につき(固定金利特約期間延長含む)	5,500
保証付ローン事務手数料	1件につき(金利15%のものは除く)	1,100

◆ 自動機利用手数料

区分	取扱時間	当金庫のカード	当金庫以外の信用金庫カード*	銀行等の金融機関カード
平日	8:45~18:00	無料	無料	110円
	18:00~20:00		110円	220円
土・日・祝日	9:00~19:00	110円	110円	220円 (9:00~17:00)

\* 自動機(ATM)により、お取扱業務・時間が上記と異なる場合がございます。  
\* 上記手数料には消費税(10%)が含まれております。  
○ 九州管内信用金庫のATMで当金庫の普通預金通帳が記帳いただけます。



\*しんきんのキャッシュカードなら、全国のしんきんATMで入出金手数料が無料でお得です。

当金庫では、金融サービスのよきパートナーとして、地域の皆様の暮らしをサポートさせて頂いています。ここでは皆様のライフステージにあった商品やサービスをご紹介します。

### 商品のご案内<融資・ローン>

種類	特 色	ご融資額	期 間	担保・保証人等
一般のご融資	手形割引／一般の商業手形の割引を致します。 手形貸付／仕入資金等短期運転資金をご融資致します。 短期運転資金・長期設備資金などをご融資致します。	ご相談下さい。	ご相談下さい。	ご相談下さい。
保証協会保証付 融 資	熊本県信用保証協会、熊本県漁業信用基金協会、農林漁業信用基金協会の保証付融資のお取扱いを致しております。	各制度の約束事があります。ご相談下さい。	各制度の約束事があります。ご相談下さい。	各制度の約束事があります。ご相談下さい。
代理業務	信金中央金庫・株式会社日本政策金融公庫・独立行政法人住宅金融支援機構などのご融資のお取扱いを致しております。	各制度の約束事があります。ご相談下さい。	各制度の約束事があります。ご相談下さい。	各制度の約束事があります。ご相談下さい。
制度融資	季節資金・中小企業振興資金などのご融資のお取扱いを致しております。	各制度の約束事があります。ご相談下さい。	各制度の約束事があります。ご相談下さい。	各制度の約束事があります。ご相談下さい。
あましん地域活性化ローン	素早く丁寧な対応でビジネスにゆとりと安心を提供いたします。事業の用途にあわせ、当座貸越または証書貸付の何れかを選択いただけます。	500万円以内	当座貸越1年・3年の更新制証書貸付10年以内	ご相談下さい。
住宅ローン	住宅の新築・購入・増改築、住宅用土地購入、既住住宅ローンの借換資金など、マイホームに関するローンです。「変動金利型住宅ローン」と当初3年間、5年間、10年間のいずれかの期間について「固定金利選択型住宅ローン」など、金利の種類も豊富です。	5,000万円以内	35年以内	ご相談下さい。
リフォームプラン	住宅の増改築・内外装、造園、門、塀などの資金としてご利用頂けます。	1,000万円以内	15年以内	保証会社の保証を得られる方
グリーンeco	太陽光発電システムの設置やオール電化設備の設置などにご利用頂けます。低金利で環境にやさしい家づくりを応援します。	1,000万円以内	15年以内	
カードローン	カード1枚で、必要な金額を必要な時にATMからご利用頂けます。ご利用残高に応じた返済額でらくらくご返済頂けます。	50万円から500万円までの設定極度額以内	3年の自動更新	
フリーローン「未ら来る」	旅行・レジャー・ショッピングなどの消費資金に加え、他行借入金のおまとめ資金や事業資金にもご利用頂けます。	500万円以内	10年以内	
マイカーローン	マイカー・自動二輪・パーツなどの購入、修理、車検、運転免許取得費用などにご利用頂けます。また、期間限定で特別優遇金利キャンペーンを実施しています。	1,000万円以内	10年以内	
夢キャンパス(教育ローン)	入学金や授業料など、教育資金全般にご利用頂けます。在学期間中は利息のみのご返済が可能です。	1,000万円以内	16年以内	
職域サポートローン	当金庫と「職域サポート契約」を締結している事業所等の代表者・役員・従業員の方を対象とした限定のローンです。マイカー・教育資金等目的にあわせて幅広くご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	ご相談下さい。
年金受給者向け「シニアライフローン」	当金庫で年金受取をご指定頂いている方、または年金受取のご指定の手続きを頂いている方を対象としたローンです。リフォーム資金や自動車購入、ご旅行の費用など、充実したシニアライフにお役立て頂けます。	100万円以内	10年以内	
若年層向けローン「マイセルフ」	20歳以上40歳未満の方を対象とした低利で使い勝手のよいフリーローンです。	500万円以内	10年以内	
移住・定住応援ローン	[住宅応援プラン]天草に移住された方を対象に住宅取得やリフォーム等住宅関連資金全般にご利用いただけます。	1,500万円以内	20年以内	保証会社の保証を得られる方
	[多目的プラン]天草に移住された方を対象にお使いみち自由で、事業資金やおまとめ資金や事業資金などにもご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	

## 商品のご案内〈預金〉

種 類	特 色	期 間	お預け入れ額	
当 座 預 金	会社・商店のお取引に、安全で確実な小切手・手形がご利用になれます。		1円以上	
普 通 預 金	給与・年金のお受取り、公共料金の自動支払いをはじめ、キャッシュカードをお使いになれば「全国キャッシュサービス」もご利用頂ける等、お財布がわり、家計簿がわりにご使用できます。また、全額保護の対象となる無利息型普通預金もあります。	出し入れ自由		
総 合 口 座	一冊の通帳に普通預金と定期預金がセットされており、必要などきに定期預金残高の90%以内最高200万円まで、自動的にご融資がご利用できる大変便利な口座です。			
貯 蓄 預 金	出し入れ自由の預金でありながら、金融自由化時代にふさわしく残高に応じて有利な金利設定となっています。キャッシュカードによりATMでの入出金もご利用になれます。	出し入れ自由	1円以上	
通 知 預 金	まとまった資金を短期間運用されるのに最適です。ご解約の場合は、解約の2日前までに通知を必要とします。	7日以上	1万円以上	
納 税 準 備 預 金	納税資金を計画的にご準備頂くための預金です。お利息は非課税扱いです。	入金自由、引出しは納税時	1円以上	
スーパ－定期積金	旅行・結婚・教育等プランの実現のため計画的に毎月一定額を積み立てて頂く、目的型貯蓄商品です。3年以上のご契約期間の場合は、有利な2段階の金利設定になっています。	6ヶ月以上 5年以内	一回の積立額 1,000円以上	
職域サポート制度 専用定期積金 [きりり☆未来サポート]	当金庫と「職域サポート契約」を締結している事業所等の代表者・役員・従業員の方を対象とした限定の定期積金です。ご契約いただくと様々な特典が受けられます。	2年以上 5年以内	契約額 50万円以上	
定 期 預 金	大口定期預金	1,000万円以上の大口資金の運用に適した高利回りの定期預金です。	1,000万円以上	
	スーパ－定期300	300万円以上のまとまった資金運用にご利用いただける自由金利型定期預金です。	1ヶ月以上 5年以内	
	スーパ－定期	100円以上のお預け入れにご利用いただける自由金利型定期預金です。	100円以上	
	期日指定定期預金	1年複利の定期預金です。お預け入れ期間は最長3年ですが、据置期間1年経過後は、1ヶ月前までにご連絡頂ければ、必要な金額だけお引出し頂けます。	最長3年 (据置期間1年)	100円以上 300万円未満
	変動金利定期預金	市場金利の動きにより、お預け入れ後6ヶ月ごとに金利が見直されます。時代の最先端をいく定期預金です。お預け入れの金額により3段階の金利設定になっています。	1年以上3年以内	100円以上
	あましん 福祉定期預金	障害基礎年金等を受給されているお客様を対象として、お一人様350万円までお預かり致します。金利は、1年ものスーパ－定期の店頭表示金利+0.5%で、高利回りの定期預金です。	1年	350万円以内
年 金 受 給 者 専 用	ゆとり積金	スーパ－積金の店頭表示金利+0.1%とお得です。年金振込みに合わせて2ヶ月一回のお積み立てとなっています。	12・18・24・ 30回	1回の積立額 2万円以上10万円以内
	徳得定期100	当金庫で継続して年金をお受取り頂けるお客様にスーパ－定期1年ものの店頭表示金利+0.3%でお預かりさせて頂く大変お得な定期預金です。	1年	100万円以内
	よろこび	当金庫で継続して年金をお受取りのお客様で、マル優をご利用の方に限り、スーパ－定期1年ものの店頭表示金利+0.1%でお預かりさせて頂くお得な定期預金です。	1年	350万円以内
	よろこび21	当金庫で継続して年金をお受取りのお客様に限り、スーパ－定期1年ものの店頭表示金利+0.1%でお預かりさせて頂くお得な定期預金です。	1年	500万円以内
財 形 預 金	一般財形貯蓄	勤労者の生活設計のために給与・賞与から天引きし、定期的にお預け頂く預金で財産形成に最適です。	3年以上	100円以上
	財形年金貯蓄	勤労者が退職後の豊かな生活をお送り頂くための財産づくりに最適で、財形住宅貯蓄と合算して550万円までの非課税貯蓄の特典がご利用頂ける大変有利な預金です。	積立期間5年以上 据置期間6ヶ月以上5年以内 受取期間5年以上20年以内	100円以上
	財形住宅貯蓄	勤労者が住宅の取得・増改築のための資金をお積み立て頂く預金です。財形年金貯蓄と合算して550万円までの非課税貯蓄の特典がご利用頂ける有利な預金です。	積立期間5年以上	100円以上